

前副市長辞職等に関する調査特別委員会 調査報告書

前副市長辞職等に関する調査特別委員会

令和4年11月15日

大和市議会議長

中村 一夫 殿

大和市議会前副市長辞職等に関する調査特別委員会

委員長 井上 貢

前副市長辞職等に関する調査特別委員会調査報告

令和3年6月1日に設置した前副市長辞職等に関する調査特別委員会が行った調査結果の令和4年11月7日までの報告をいたします。

1. 令和3年5月7日に新聞報道された大木哲市長によるパワーハラスメント疑惑について

1-① 設置の経過

令和3年5月7日の大和市議会臨時会当日、神奈川新聞朝刊にて、金子勝前副市長が任期途中で辞職したのは、大木哲市長のパワーハラスメント的言動が収まらないことに対する抗議の意味での辞職であったと報道された。この報道を受け大和市議会が紛糾し、新副市長の選任議案の提出をめぐり臨時会が開けずにいた。当時の井上議長による「臨時会は決めることが多いので開かせてほしい、この金子前副市長の件は別の調査組織を立ち上げる。」との提案に合意がなされ同日の臨時会を開催した。令和3年6月1日、大和市議会は6月定例会の初日に「前副市長辞職等に関する調査特別委員会」（以降、調査特別委員会と表記）を設置した。その時点で前議長となっていた井上議員が委員長に、元副議長であった赤嶺議員が副委員長に選任され、10名の委員会を立ち上げた。さらに大和市議会として行政側にも調査特別委員会に対し積極的な協力を求める「前副市長辞職等に関する調査特別委員会設置に際しての決議」（資料1）を提出し、全会一致で可決した。

1-② 市長による訴訟

大木市長は、訴訟を起こすので調査特別委員会には協力できないと報道陣の取材に答え、報道された。その後、調査特別委員会としては事実関係に関して、大木市長・金子前副市長へ書面での回答を求めたが、大木市長は金子前副市長に対し、パワーハラスメントを捏造したとして、1,100万円の損害賠償請求と、謝罪広告を求め、横浜地方裁判所に提訴した。内容が裁判に係ることとなったため、双方から調査への協力はできないとの回答があり、双方から回答を得られることが困難な状況になった。

1-③ アドバイザー弁護士選任の経緯

調査特別委員会での審議の中で、内容が法律的に専門性を求められるため、神奈川県弁護士会に依頼をし、千木良正弁護士を紹介していただき、調査特別委員会アドバイザー弁護士として契約した。(資料2)

1-④ アンケート調査

新聞報道後に大和市職員組合の職場環境に係わるアンケート調査が行われ、回答した組合員のうち25%の組合員が市長のパワーハラスメントを認識しているとの結果であった。このことを受けて、令和3年10月、大和市議会として

も、職場環境に係わるアンケート調査を行うこととした。その際、回答者の秘密を守るために、集計後には回答用紙を破棄することを明記して行った。対象は市長と接する機会が多く、組合のアンケートでは対象外であった134名の管理職とし、委員が手渡しでアンケート用紙を直接配付し、無記名での回答用紙を郵送で回収、103通の返信があり、回収率は77%であった。開封・集計は2日間にわたり、何度も委員全員で確認をし、回答用紙に記載された内容と同内容の調査結果の集計・結果表を作成した後、パワハラに当たると考えられる事例を自由記述した職員が特定され、人事等で不利益な取扱いを受けることを防ぐなど回答者の秘密を守るため、回答用紙は委員が適正に破棄した。その回答内容は具体的で詳細に書かれているものも複数あり、信憑性が高く、市長及び副市長等から「パワハラがあった・見聞きした」とする回答が約6割と多数であった。具体例の中にはパワーハラスメントとまでは言い切れないと委員が感じたものもあったが、おおむね多くの記述は事実であれば、「パワハラはなかった」または「パワハラは捏造である」とは言い切れない結果であった。(資料3) また、アンケート結果にはパワーハラスメントと思われる行為者として、1会派と8名の議員の記載も含まれていた。

1-⑤ 市長による年頭記者会見での発言について

令和4年1月14日、大木市長が年頭の記者会見で、アンケートの原本破棄に関わった職員を懲戒処分にする等の発言をしたとの連絡が新聞記者からあった。その際、議長室にて吉澤議長・古谷田副議長・調査特別委員会井上委員長・赤嶺副委員長・調査特別委員会アドバイザー弁護士の5者がその議会事務局職員の動揺した光景を目の当たりにした。それを聞いた調査特別委員会アドバイザー弁護士は「これが本当ならパワーハラスメントの疑いがある。」との見解を示した。

後に大木市長は一般論を言っただけとのことであったが、パワーハラスメントが騒がれているこのタイミングで人事権行使に関する言葉を使用することは、パワーハラスメントという自覚はなくとも、それを聞いた議会事務局職員を動揺、萎縮させるような発言になり得ることは事実である。

1-⑥ 市長、両副市長による調査特別委員会への資料請求について

調査特別委員会での参考人聴取前の令和4年2月15日に、市長、両副市長から、アンケート調査結果の原本（写し）もしくはこれと同等の資料提供の請求が文書で議会に届いた。回答した職員保護のため、回答用紙は集計・転記した後破棄している。内容的に回答用紙に相当する文書は非公開資料であり、

令和3年12月27日の記者会見資料のみを提供した。議会の公文書として扱う可能性はあるが職員保護の観点から非公開として取り扱うことから、人事権を持つ市長には当然見せられるものではない。

1-⑦ 前副市長が裁判所に提出した陳述書を確認

大木市長が金子前副市長を提訴した民事裁判に金子前副市長が裁判所に提出した3名の証言者の陳述書を、令和4年3月1日、調査特別委員会として横浜地方裁判所にて確認を行った。おおむねアンケート結果を裏づけるような陳述書の内容であることを確認した。(A氏・パワーハラスメント、精神的不調等
B氏・パワーハラスメント、人格否定発言、突然の公共工事の契約変更指示等・C氏・大木市長の人間性、精神的不調等)

1-⑧ 参考人聴取

アンケート結果の公表後、調査特別委員会アドバイザー弁護士の助言を受けて協議し、今回議会が実施したアンケートは、無記名で行ったものであり、この回答のみをもってパワーハラスメントを認定することはできないものと捉え、令和4年3月7日の調査特別委員会に金子前副市長・大木市長・井上副市長・小山副市長の4名を参考人として出席を求め、それぞれに質疑をした。

聴取内容は別紙（資料４）議事録記載のとおりである。

1－⑨ 実名証言者を募集

調査特別委員会が主体となり、実名証言者を令和４年２月２２日～４月３０日まで募集。当初１名の打診があったが、３月７日の参考人聴取の後、３月３０日までとした１次募集の期日直前に打診のあった方から証言拒否の連絡があった。理由は、「市長・副市長の人間性やパワーハラスメントについては、アンケート結果や、３月７日の参考人聴取でもう十分に理解していただいたと思う。」「実名で証言したときに金子前副市長のように市長から提訴をされることを懸念している。」「証言者が自分一人では証言出来ない。」とのことであった。

1－⑩ 金子前副市長による反訴

金子前副市長が令和４年３月３１日に大木市長に対する反訴状を裁判所に提出し、大木市長の提訴と争点を整理し同時に進めることになった。（大木市長は虚偽のパワーハラスメント行為の流布による名誉棄損として損害賠償・謝罪広告掲載を求め、金子前副市長は自身の証言が政治的な攻撃を目的とした捏造とされたことによる名誉棄損として損害賠償および訴訟権の濫用の認定を求め

た)

1-⑪ 令和4年4月30日までの調査特別委員会経過報告書まとめ

1-①～1-⑩により、大木市長の提訴、金子前副市長の反訴と、令和4年4月30日時点ではこれまで以上に両者から証言を得ることが難しいと考えられることや、調査特別委員会の調査状況から実名証言者や物証がない以上、個々の具体的な出来事の実事や経過について詳細に事実認定することは困難であるため、調査特別委員会としては、具体的な出来事についてパワーハラメントに該当すると認定することまではできないと判断した。しかし、1年間の調査状況を鑑みると、大和市役所内での行政執行の際に、大木市長にはパワーハラメントと思われる傾向があると推認できると判断した。無記名とはいえ、詳細で具体的な複数の同じような内容のアンケート結果や、それを裏づける証言や陳述書、参考人聴取では、金子前副市長は終始協力的であり、アンケートを裏づけるような踏み込んだ証言が得られた。一方、大木市長はアンケートの回答用紙を回答者の秘密を守るため破棄したことについて、調査特別委員会を逆に責め立てるような言動や、回答用紙を見なければ答えない、また裁判を起こしていることを理由にほとんどの質疑には答えず、委員からの質問を質問で返すといった手法での論点ずらしと、回答用紙破棄と裁判を理由とした証言拒否

に終始していた。アンケートの回答用紙破棄に関し一貫して不満をあらわにし、極めて調査特別委員会に対して不誠実な態度であったと受け止められた。調査特別委員会では、議長を通じて大木市長に抗議をするべきであるとの発言もあり、多くの委員がそのように感じていた。

これら一連の調査から大木市長が主張している、「パワーハラスメントは金子前副市長の政治的な捏造」であるとは言い切れずむしろ蔓延していたと判断せざるを得ない状況で、大木市長は参考人聴取での発言や、質問を質問で返すといった手法に終始し、議会が令和3年6月定例会初日に決議した内容（資料1）にもあった調査特別委員会に対しての積極的な調査協力もせず、明確な決議軽視と判断した。

また、副市長についても大木市長同様、パワーハラスメントと思われる傾向があると推認できる。管理職を対象としたアンケート回答者の3割にあたる、32名から、副市長からパワーハラスメントと捉えられる言動を直接受けた、もしくは、見聞きしたことがあるとの回答が得られている。このアンケート結果にも複数の具体的な事例が書き込まれ、創作や捏造とは捉えづらいことや、大木市長に関するアンケート結果内容について裏づける証言などもあったことを

考えると、副市長に関するアンケート結果についても、そのような事実がある程度存在したのではないかと考える。なお、小山副市長は金子前副市長退任後に副市長に就任したため、このアンケートの副市長は小山副市長のことではないと判断する。

仮に大木市長が主張しているように、このパワーハラスメント問題が金子前副市長の全くの捏造であるならば、回答に協力していただいた大和市役所幹部職員の6割が結束して捏造していることになり、大和市役所組織内に異常事態が起こっていることとなる。しかし、複数の市役所OBも含め、回答に協力していただいた約6割の幹部職員が結束し、捏造していると考えるのは不自然である。

よって、調査特別委員会としては「大和市役所内での行政執行において、大木市長・井上副市長のパワーハラスメントと思われる傾向により、長期間にわたり職場環境が著しく悪化している」と結論づけた。

2. 調査特別委員会より大和市議会議長へ今後についての進言

2-① 条例の制定

令和4年4月30日時点において最低限、第三者機関による相談窓口の設置、特別職・議員も対象としたハラスメント研修の実施等を盛り込んだ、議員提出条例、「(仮)大和市ハラスメント禁止条例」の制定は必要である。

2-② 今後について

金子前副市長の証言を基に個別具体的な案件（公共工事の不適切なやり直し等や、トップミーティングに関する事等）を調査するため、地方自治法第98条、第100条の権限を付与、または、現状の調査特別委員会のまま、大和市長・副市長の不適切な行政執行に関する調査特別委員会への切替え。

以上2点進言をし、経過の報告とし、正副議長へ令和4年6月9日に提出した。

3. 金子前副市長 2 度目の参考人聴取

3-① 経緯について

大木市長は、令和 4 年 3 月 7 日の調査特別委員会参考人聴取の中で、原告となり裁判を起していることや、調査特別委員会が職員を守るためにアンケートの回答用紙破棄をしたことに対する不満を理由とした証言拒否により、調査特別委員会に対し非協力的であった。調査特別委員会委員長の「今後も本委員会に協力していただけるか。」との質疑に対し、金子前副市長、井上副市長、小山副市長は、必要があれば協力をする旨の答弁をした一方、大木市長は、仮定の話には答えない旨の答弁をした。

大木市長、またその直属の部下である両副市長からはこれ以上の聴取をしても同じことの繰り返しとなる可能性が高いと判断したが、終始協力的であった金子前副市長から令和 4 年 3 月 7 日の参考人聴取についてさらに個別の案件について参考人聴取を行いたいとの委員からの提案があり全員一致で、金子前副市長の 2 度目の参考人聴取を決定し、令和 4 年 5 月 31 日に実施した。

3—② 2度目の参考人聴取

2度目の参考人聴取では、アンケートの中でも多くの記述があり、裁判での陳述書にも詳細に記されていた公共工事のやり直しについて、金子前副市長の証言では、「市長が現地視察に来るとその場で、口頭でいきなり変更を指示することが度々起きている。明らかな契約約款上の違反に当たる。」との証言であった。また「市長が違反行為をしてしまい、担当職員が請負業者に謝罪をし、変更協議に応じてもらえるようお願いし、あたかも合法的に変更契約が行われたように取り繕う作業を職員がさせられる。事業費については、補正をする正当な理由もないので、結果的に不用額や入札差金等を利用して捻出して変更契約をまとめる。この作業が職員にとっては耐え難い苦痛であり、こういった事例が数多く存在している。」との金子前副市長の証言があった。

一方、令和4年3月7日の大木市長の証言では、この多くの契約変更指示について、変更した事実はあるのかないのかの質問に対し全く答えず、繰り返し法令に則っているとの答弁しかなかった。さらには逆に、質問した委員に対し、法令に則っていることのどこが悪いのかを証明をするように求め、質問を質問で返すといった論点ずらしに終始していた。また、井上副市長からは「トップダウンの市政になりますと、どうしても市長が、いわゆる建設事

業に関しても口を出すというのは、まあ、民間では当たり前なのかもしれないけれども、行政では本当に珍しいというような感じがします。」といった、公共工事のやり直しに関する発言があった。

よって、金子前副市長の具体的な証言内容及び大木市長が契約変更指示について明確に答弁をしなかった状況等からすると、法的に問題があるかないかは別として、多くの公共工事のやり直しが大木市長の独断で何度も行われていた疑いが強い。完成間近の公共工事のやり直しは、新しく作ったものを壊して新たに作り直すということであり、本来使う必要のなかった多くの税金を使って行ってきたことであり、通常では考えられない事態である。

また、金子前副市長は令和4年3月31日をもって大木市長に対し反訴状を横浜地方裁判所に提出したこともあり、裁判に影響が出るパワーハラスメントに関しての新たな証言や職員が特定できるような新たな証言は得られなかったとの各委員の印象であった。大木市長、金子前副市長双方が訴訟をし、双方が原告・被告となったことで、調査特別委員会が裁判に優先し双方から新たな証言を得ることが難しい状況となった。また、金子前副市長の話では、職員から、金子前副市長の裁判には協力するが、調査特別委員会には協力できないと

いった声が多く職員から届いており、調査特別委員会の中には様々な立場の委員もいることから、調査特別委員会自体が職員から警戒されているといった趣旨の発言があった。

反訴に対する大木市長の反訴答弁書において、調査特別委員会が行った、回答した職員を守るために実施したアンケートについて、大木市長は、「市議会特別委員会のアンケートは、その回答原本を破棄するという行為で、その信憑性を著しく損なうばかりか、何らかの意図を持ってなされたものと推認せざるを得ない」と主張した。つまり、市長は、調査特別委員会は何らかの意図を持って不正を行い、それを隠蔽するために原本を破棄したと思っている。との内容の答弁書を裁判所に提出していることを、金子前副市長から指摘をされた。聴取内容は別紙（資料5）議事録記載のとおりである。

4. 反訴答弁書の確認について

金子前副市長からの指摘は調査特別委員会としては看過できない内容であるため、令和4年6月2日、調査特別委員会として横浜地方裁判所にて大木市長が提出した反訴答弁書の内容を確認した結果、金子前副市長から指摘されたとおりであった。

5. 調査特別委員会経過報告書について

令和4年6月9日の調査特別委員会において、4月30日時点での経過報告を作成し、一連の調査過程やアンケート結果についてまとめ、調査特別委員会としては「大和市役所内での行政執行において、大木市長・井上副市長のパワーハラスメントと思われる傾向により、長期間にわたり職場環境が著しく悪化している」と結論づけた。

その後、調査特別委員会経過報告書（資料6）を中村議長・青木副議長へ提出し、同日、記者会見を開催した。（なお、資料6に記載されている資料1～4は前出の資料1～4と同じものである）

6. 調査特別委員会経過報告書に対する議長の方針

令和4年6月9日付調査特別委員会経過報告書の提出を受け、令和4年6月17日、中村議長より、井上委員長に対し、議長の方針が示された。

1. (仮) 大和市ハラスメント禁止条例の条例案の策定。

2. 「報告書」の内容及び市長の市議会への対応等を踏まえて、議会としての見解を示す「決議文」案の策定。

以上、2点を令和4年9月定例会、遅くとも12月定例会への上程を目標にして、他の事項に優先して検討するよう議長の方針が示された。(資料7)

7. (仮) 大和市ハラスメント禁止条例及び決議について

令和4年7月13日の調査特別委員会での協議により、時間的な制約から12月定例会にて「(仮) 大和市ハラスメント防止条例案」及び「『報告書』の内容及び市長の市議会への対応等を踏まえて、議会としての見解を示す『決議文』案」を上程することを目標として早急に取り組むことを決定した。

8. 地方自治法第100条の調査権限付与について

令和4年7月13日の調査特別委員会での協議において、地方自治法第100条の調査権限を付与し真相究明をすることを求める大和正風会の提案（資料8）に対する各会派の意見を求めた。審議の中で、「これ以上の調査をしても新たなパワーハラスメントの事実が出るとも思えない。」といった意見や、審議外でも「これ以上の調査は個別の職員を呼んで聞く必要があり、調査特別委員会としての一連の経緯を考慮し、報復を恐れる職員の心理的負担を考えると、呼んだとしても、正当な理由（体調不良等）で協力を拒否する可能性は高い。」といった意見等が多くあり、現時点では議長の方針である条例制定と決議を優先させることを決定した。

また、3月7日の参考人聴取での井上副市長の答弁では、「大木市長は『船を降りてもらおう』等の言葉を使用して降格を示唆していたか。」との質問に対し、委員長の質問では「はい、全くございません。」と自信を持って、堂々と答えていたにもかかわらず、他の委員から調査特別委員会を百条委員会へ移行することをにおわせて同じ質問をすると、即答できずに「ちょっと私、記憶にはないです。」という答弁に変わっていた。恐らく、百条委員会に移行し、3

月7日の参考人聴取での質問と同じ質問をしたとしても、「全くない」もしくは「ございません」と自信を持って答えていたものは「記憶にない」に変えることが推察される。3月7日の参考人聴取での大木市長の議事録を確認しても、イエスかノーかの質問に対し、ノーの場合は明確に否定するが、おそらくイエスであろうと想定される回答の場合は裁判とアンケート調査結果の原本を見せてもらえないので答えないという答弁パターンがみられるため、たとえ地方自治法第100条の調査権限を付与したとしても、これ以上の参考人聴取は成果が得にくいと考えられる。

9. 裁判における金子前副市長の陳述書について

令和4年10月11日付で金子前副市長が横浜地方裁判所に提出した準備書面を調査特別委員会として令和4年10月21日に確認をした。この準備書面には30件ほどの実例、複数の現役職員の実名が含まれた証言や、その他新たな証言者としてD氏（理不尽な理由での反省文等）の証言が提出されていたことを確認した。多くの内容は、アンケート調査結果をさらに深く裏付ける内容や新たな証言も多く含まれていた。また、本件の発端となった休職した職員の件も詳細に記載されており、大木市長のパワーハラスメント疑惑が原因と思われる退

職者が出ていることなどの二次被害についての記載もあった。

10. まとめ

今回の大木市長のパワーハラスメント疑惑は、大木市長が仮に発覚当初から「市民のための行政執行の際に多少強い言い方もあったかもしれないが、もしそれをパワーハラスメントと感じる職員がいたのなら、そこは真摯に反省し、今後気を付けなければならない。」また、「私自身が間違いない人物として提案し、議会で人事案件の同意をいただいた前副市長からの告発という事態に際し、市民の皆様や議員の皆様に、大変御心配をお掛けして申し訳ありません。」と述べ、大和市議会調査特別委員会の調査に誠実に対応していたのなら、本件は早期に終結していたと考える。しかし大木市長は「パワーハラスメントは捏造」という事実関係に対する否定以上の表現を用い、訴訟を提起し、以下のように事実関係を調査する議会に対し敵視しているとも取れる対応に終始した。

まず「1-⑤ 市長による年頭記者会見での発言について」でも示したように大木市長は「一般論を言っただけ」という感覚であり、自身の発言が職員を

委縮させているという認識が欠落している。

また、「1-⑥ 市長、両副市長による調査特別委員会への資料請求について」でも示したように、職員が特定される可能性が高く、人事権を持つ大木市長には決して開示することができず、調査特別委員会によるアンケート結果の原本を見せるように要求したことは、到底理解できない行動である。

さらに「1-⑧ 参考人聴取」の議事録でも分かるように、まるで調査特別委員会を敵視するような態度や、「挙手をし、委員長が指名してから発言する」といった会議の基本的なルールも守れず、質問をしている委員に対してではなく、自らの持論や主張を一方的に傍聴者や報道陣に向かって語る姿勢等は、あくまでも中立な立場で調査を行おうとしている調査特別委員会委員の心証としては非常に悪いものと受け止められた。参考人聴取終了後には、あまりにも非協力的であった大木市長に対し「議長を通じて抗議するべきである。」と、多くの委員から発言があった。このようなことも含め総合的に鑑み、経過報告書において大木市長の今回のパワーハラスメントと思われる傾向が推認できると判断した。

令和4年10月21日に確認した金子前副市長の準備書面には、複数の現役職員の実名が含まれた証言が記載されていたことから、大和市議会としてこの現役職員に不利益が生じないように厳重に監視をしなければならない。

また、幹部職員134名へのアンケートを取ることが決定した直後の令和3年9月、行政と議会との調整役で間に挟まれる立場であった前議会事務局長の突然の退職。また経過報告書が提出された直後の令和4年6月、常に大木市長のパワーハラスメント疑惑の矢面に立っていた前総務部長が突然退職した。重要な役割を担っていた幹部職員2名が突然退職したことは重要な事実として報告書に記載しておく。

大木市長は、二元代表制の一翼を担う大和市議会の行った調査特別委員会の調査に対し、当初から徹底して非協力的であった。調査特別委員会が協力要請をする前から、訴訟を起こすので調査特別委員会には協力できないと報道陣の取材に答えて議会を牽制し、後日その言葉通りに裁判を起こし、原告でありながら裁判を理由に調査特別委員会の調査に対する回答拒否を正当化した。調査特別委員会アドバイザー弁護士の見解では「**被告側で請求をされているならま**だしも、大木市長は自らが臨んで原告となって訴訟を提起している原告であるのだから、裁判中であっても調査特別委員会が調査協力を求めることに特に問題は

ない。」との見解であった。

さらには司法の場において金子前副市長が提訴した反訴答弁書の中で、24万大和市民の代表機関である大和市議会を敵視し、「市議会特別委員会のアンケートは、その回答原本を破棄するという行為で、その信憑性を著しく損なうばかりか、何らかの意図を持ってなされたものと推認せざるを得ない」といった身勝手なストーリーを展開し、「市長は、市議会特別委員会は何らかの意図を持って不正を行い、それを隠蔽するために原本を破棄したと思っている」と、まさに金子前副市長から指摘されていたとおりである。これはアンケート結果や、令和4年5月31日の参考人聴取で金子前副市長が証言していたように、職員の責任でない事由について、大木市長は自らの失敗を虚偽のストーリーで職員の責任として理不尽な理由で恫喝、叱責するという証言など、自分に都合のよいストーリーをつくるということが大木市長の反訴答弁書で間接的に証明されたようなものである。

大木市長のこのような反訴に対する反論は、心理的負担を抱えながらもアンケートに協力してくれた多くの職員の悲痛な叫びに一切向き合おうとせず、個人的な裁判を有利に進める手段として、調査特別委員会が職員の負担を考え回答用紙

を破棄したことを逆手に取って攻め立てたのは、大和市 24 万市民の代表機関である大和市議会に対する言いがかりである。回答用紙に記載された内容と同内容の調査結果の集計・結果表の原本は非公開ではあるが破棄しておらず、論点のすり替えと言わざるを得ない。二元代表制の根幹を崩しかねない信頼関係の破綻を生じさせるものである。このような議会制民主主義を冒瀆する一連の発言や態度を貫いていることは公職の身分である大和市長として許されるものではない。

しかし、パワーハラスメント疑惑が報じられ、調査特別委員会の調査が進められている間、市側は第三者機関による相談窓口の設置や特別職を含むパワーハラスメント研修の実施など改善に取り組んだことは評価できる。

また、今回のアンケート調査では議員に関しても様々な御指摘をいただいたことから、議会として真摯に受け止め、今後は大和市ハラスメント防止条例の理念を掲げ、大和市からハラスメントの撲滅、「ハラスメントのないまち やまと」を目指していかなければならない。

よって、時間的な制約があり令和 5 年 4 月には任期満了を迎えることから、

調査特別委員会としては、12月定例会で報告書の議決、大和市ハラスメント防止条例の制定及び大木市長に対する決議を上程し、調査を終結する。

最後に申し送りとして、来期に誰が市長・議長となっても、公共工事のやり直しに関する調査特別委員会を設置し、やり直しに至った経緯、その総数や総額等の真相究明をするよう、次期の大和市議会に求める。